

岐阜県公報

第 二 百 四 十 四 号
令 和 三 年 十 月 二 十 二 日

(金曜日)

目次

告 示

| | |
|--------------------------|----------------|
| 保安林の解除をしようとする旨の通知 | (治山課) 五四一 |
| 保安林に指定する予定である旨の通知 | (同) 五四一 |
| 道路の区域変更 | (道路維持課) 五四二 |
| 道路の供用開始 | (同) 五四三 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正 | (砂防課) 五四四 |
| 建築基準法に基づく道路の位置指定 | (建築指導課) 五四五 |
| 行政不服審査法に基づく裁決の公示送達 | (地域福祉課) 五四六 |
| 土地改良区の解散 | (農地整備課) 五四六 |
| 指定管理者の変更の届出 | (都市公園課) 五四六 |
| 落札者等に関する公示 | (岐阜農林高等学校) 五四六 |
| 落札者等に関する公示 | (会計課) 五四八 |

告 示

岐阜県告示第四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年十月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

下呂市小川字井口一三六一の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）・一三六一

の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年十月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市兼政字寺垣内二〇九三の一、二〇九三の二、二〇九七の一、二〇九八の一、字榎洞二二四七（次の図に示す部分に限る。）、二二〇〇、二二〇五から二二〇七まで、二二〇九、二二四六、二二五五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年十月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大野郡白川村大字飯島字峠ノ上二七二七の三、一七二七の四、一七二九の一、一七二九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 区域 変更 前後 別 | 敷地の幅 員 ル （メ ー ト | 延 長 ル （メ ー ト | 備 考 |
|-------|------|--|---------------------|--------------------------------|--------------------------|-----|
| 県道 | 垂井坂線 | 大垣市赤坂東町四二番一 地先から 同市同 町三七番三 地先まで | 前 | 七・一 （一〇・七 | 五・四 | |
| | | | 後 | 七・九 （一四・四 | 五・四 | |

岐阜県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道の種類 | | 路線名 | | 区 間 | | 区域変更別後 | | 敷地の幅員 | | 延長 | | 備考 | | |
|------|----|--------|--|-------------|-----------|--------|---|-------|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| 一般 | 国道 | 二百五十七号 | | 高山市清見町櫛谷字向平 | 一〇九番八地先地内 | 前 | 後 | 二・二 | 一・七 | 二・九 | 一・七 | 二・九 | 一・七 | |

岐阜県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道の種類 | | 路線名 | | 区 間 | | 区域変更別後 | | 敷地の幅員 | | 延長 | | 備考 | | |
|------|----|-----|--|-------------|-----------|--------|---|-------|-----|------|------|------|------|--|
| 明下 | 智線 | | | 恵那市串原字上大平三九 | 九一番一三地先から | 前 | 後 | 五・〇 | 八・八 | 五・六〇 | 五・六〇 | 五・六〇 | 五・六〇 | |

岐阜県告示第四百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道の種類 | | 路線名 | | 区 間 | | 延長 | | 供用開始 | | 備考 | |
|------|-----|-----|--|---------------|----------|----|---|------|----|-------|--------|
| 白鹿 | 倉山線 | | | 郡上市美並町白山字木ノ洞四 | 九一番一地先から | 延 | ル | 令和 | 平成 | 三・〇・三 | 二・六・二四 |

岐阜県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道の種類 | | 路線名 | | 区 間 | | 延長 | | 供用開始 | | 備考 | |
|------|--|-----|--|-----|--|----|---|------|--|----|--|
| | | | | | | 延 | ル | | | | |

| | | | | | |
|----|-----------|---|-----|-------------|-------------|
| 県道 | 高惣 鷲則線 | 郡上市高鷲町鷲見字小城三三 一番一地从先から 同 市同 町同 字同 三三一 五番一地从先まで | 五・一 | 令和 三・〇・三 | 令和 三・七・二 |
|----|-----------|---|-----|-------------|-------------|

岐阜県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | | |
|----|-----------|---|------|-------------|-------------|
| 県道 | 南岐 濃阜線 | 海津市海津町鹿野字村西一六 六〇番三地从先から 同 市同 町馬目字道上三一 六番一地从先まで | 一八・五 | 令和 三・〇・三 | 令和 三・四・六 |
|----|-----------|---|------|-------------|-------------|

岐阜県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年十月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | | |
|----|-----------|--|------|-------------|--------------|
| 県道 | 室牧 原田線 | 養老郡養老町橋爪字岡ヶ鼻牧 田川左岸堤防敷地先（二五二 九番二〇）から 同 郡同 町同 字同 牧 田川左岸堤防敷地先（一五一 三番三）まで | 三四・一 | 令和 三・〇・三 | 令和 三・九・二四 |
|----|-----------|--|------|-------------|--------------|

岐阜県告示第四百四十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和六十一年岐阜県告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

表神田洞の項を次のように改める。

| | | |
|-------|--|--|
| 神 田 洞 | 次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 岐阜市大字山県北野字神田洞二〇五〇番一 二〇四八番一 二〇四八番一 二〇四八番一八 二〇四八番一五 字北沖七四九番 七五〇番 七五一番一 七五二番 | 一号及び二号 三号 四号及び五号 六号 七号 八号 九号 十号 |
|-------|--|--|

岐阜県告示第四百五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和三年十月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

中濃建築事務所長

| 位 置 | 幅員 | 延長 | 指定番号 | 年月日 |
|----------------------------|---------|----------|------------------------------|--------------|
| 瑞穂市本田字大正二〇七三番六 | 幅員 四・八三 | 延長 三三・九六 | 岐阜県指令 岐西建築第 六一七号の 六 | 令和 三・七・二四 |
| 瑞穂市古橋字神田二二〇三番四 | 幅員 六・〇〇 | 延長 三三・七六 | 岐阜県指令 岐西建築第 七一七号の 七 | 同 七・二四 |
| 羽島市竹鼻町飯柄字東折戸七七八七番七 | 幅員 五・二〇 | 延長 三三・九六 | 岐阜県指令 岐西建築第 八一七号の 八 | 同 七・二六 |
| 羽島市福寿町本郷字正法寺一三〇一番四 | 幅員 四・八五 | 延長 四九・九七 | 岐阜県指令 岐西建築第 九一七号の 九 | 同 八・二 |
| 揖斐郡池田町下東野字西屋敷三三二五番九及び三二八番七 | 幅員 六・〇〇 | 延長 二〇・一三 | 岐阜県指令 岐西建築第 一一七号の 〇 | 同 九・七 |
| 瑞穂市別府字井場四ノ町一六九八番四 | 幅員 四・七〇 | 延長 三三・九六 | 岐阜県指令 岐西建築第 一一七号の 一 | 同 九・二〇 |

東濃建築事務所長

（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）

| | | | | |
|--|-----------------|----------|-----------------------|-------------|
| 関市小屋名字東浦七八〇番一 | 幅員 四・〇〇 | 延長 三三・〇〇 | 岐阜県指令 中建築第二 号の五 | 令和 三・七・九 |
| 可児郡御嵩町上恵土字塚脇七八一番四 | 幅員 四・三六 四・五〇 | 延長 三三・〇〇 | 岐阜県指令 中建築第二 号の六 | 同 八・二六 |
| 加茂郡坂祝町大針字大島野六一九番九、六二〇番九及び六二〇番一〇 | 幅員 五・〇〇 | 延長 六六・二〇 | 岐阜県指令 中建築第二 号の七 | 同 九・一六 |
| 美濃加茂市本郷町七丁目九一番八 | 幅員 六・〇〇 | 延長 三三・七六 | 岐阜県指令 中建築第二 号の八 | 同 九・一七 |
| 美濃加茂市西町四丁目七七番一三 | 幅員 六・〇〇 | 延長 六三・七六 | 岐阜県指令 中建築第二 号の九 | 同 九・二〇 |
| 中津川市中津川字野中三〇〇六番一、同番三〇〇九番七、三〇一〇番一及び中津川市所管法定外公共物（道路及び水路） | 幅員 六・〇〇 | 延長 二六・二四 | 岐阜県指令 東建築第七 号の二 | 令和 三・七・八 |
| 中津川市中津川字野畔二二四六番二、二一六番一三の一部、同番一六及び中津川市所管法定外公共物（道路及び水路） | 幅員 六・〇〇 | 延長 七四・〇四 | 岐阜県指令 東建築第七 号の三 | 同 七・一九 |
| 中津川市駒場字西山一六六番四〇二八及び二一八五番一〇 | 幅員 六・〇〇 六・一〇 | 延長 六六・四九 | 岐阜県指令 東建築第七 号の四 | 同 九・二六 |
| 中津川市茄子川字湯南三八五番六 | 幅員 六・〇〇 | 延長 二四・六〇 | 岐阜県指令 東建築第七 号の五 | 同 |

公 示

行政不服審査法に基づく判決の公示送達

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第五十一条第二項ただし書及び第三項の規定により、次のとおり公示送達する。

令和三年十月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

送付することができない次の判決書の謄本は、岐阜県健康福祉部地域福祉課において保管し、いつでもこれを交付するので、次の者は、出頭の上受領してください。

なお、当該判決書の謄本を受領しないときは、令和三年十一月六日をもって行政不服審査法第五十一条第三項の規定により当該判決書の謄本の送付があったものとみなされ
ます。

一 判決書

岐阜県知事に対して令和元年五月二日付けで提起した審査請求に対する令和三年八月二十五日付けの判決書

二 送達を受けるべき者の住所及び氏名

住所不明。ただし、審査請求書に記載の住所

岐阜市御杉町十八番地 アーバンステージホッタニ 二 三号室

審査請求人

加藤 翔太

土地改良区の解散

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項の規定により、次の土地改良区は解散したので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年十月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

| | |
|-------------|---------------|
| 土 地 改 良 区 名 | 解 散 認 可 年 月 日 |
|-------------|---------------|

神 岡 町 石 神 土 地 改 良 区 令 和 三 ・ 一 〇 ・ 一 三

指定管理者の変更の届出

岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の二第四項の規定により、ぎふワールド・ローズガーデンの指定管理者である花フェスタ記念公園運営管理グループから変更の届出があったので、同条例第九条の八の規定により、次のとおり公示する。

令和三年十月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更のあった事項

団体の名称

（変更前）花フェスタ記念公園運営管理グループ

（変更後）ぎふWRGマネジメントグループ

二 変更年月日

令和三年十月九日

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和三年十月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 牛乳加工処理装置 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和三年七月二十九日
- 4 落札者を決定した日 令和三年九月九日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市島田西町47番地の2

| | |
|---|--|
| <p>大矢建設株式会社 代表取締役 大矢 美智子</p> <p>6 落札金額 39,798,000円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県立岐阜農林高等学校事務室 (2) 所在地 本巣郡北方町北方150</p> <p>岐阜県北方町北方150 岐阜県農 田 田 兼</p> | <p>1 調達物品の名称及び数量 万能試験実習装置 一式</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>3 入札公告を行った日 令和3年7月29日</p> <p>4 落札者を決定した日 令和3年9月9日</p> <p>5 落札者の住所及び氏名 岐阜市下太田町14番地 株式会社理工</p> <p>代表取締役 大洞 正啓</p> <p>6 落札金額 29,997,880円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県立岐阜農林高等学校事務室 (2) 所在地 本巣郡北方町北方150</p> <p>岐阜県北方町北方150 岐阜県農 田 田 兼</p> |
| <p>株式会社理工</p> <p>代表取締役 大洞 正啓</p> <p>6 落札金額 30,223,050円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県立岐阜農林高等学校事務室 (2) 所在地 本巣郡北方町北方150</p> <p>岐阜県北方町北方150 岐阜県農 田 田 兼</p> | <p>株式会社理工</p> <p>代表取締役 大洞 正啓</p> <p>6 落札金額 59,400,000円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県立岐阜農林高等学校事務室 (2) 所在地 本巣郡北方町北方150</p> <p>岐阜県北方町北方150 岐阜県農 田 田 兼</p> |

岐阜県農林部及び岐阜県役所の職員事務の特別委託の契約(平成十七年岐阜県農林部
四(十号)第十一卷の契約による)の落札者として、

令和三年十月十一日 岐阜県農 田 田 兼

岐阜県農林部及び岐阜県役所の職員事務の特別委託の契約(平成十七年岐阜県農林部
四(十号)第十一卷の契約による)の落札者として、

令和三年十月十一日 岐阜県農 田 田 兼

落札者並びに買主の公示

岐阜県の物田署又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者並びについて公示する。

令和三年十月二十二日

岐阜県物田 中 田 署

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県警察統合情報通信ネットワークシステム機器の貸借及び維持管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 3 年 7 月 8 日
- 4 落札者を決定した日 令和 3 年 8 月 20 日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 3 号
富士通リーヌ株式会社中部支店
支店長 相良 長典
- 6 落札金額 237,402,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
 - (1) 部署の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
 - (2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目 1 番 1 号

令和三年十月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三 一 岐阜文芸社